

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**加入対象者拡大で注目度アップ
「個人型確定拠出年金」は強力な節税策！**

今年1月から加入対象者が20歳以上60歳未満の全ての人に拡大され、「1兆円市場」が新たに生まれると注目されている個人型確定拠出年金（iDeCo=イデコ）。1,000万人以上が加入に関心を示しているという調査結果もあり、金融機関各社の口座獲得競争が激化。中でも、SBI証券と楽天証券は5月18日に運営管理手数料を無料とすることを発表。他の金融機関も追随することが予想される。

iDeCoは掛け金が全額所得控除され、利益が出ても課税されないなどの税制優遇措置が取られており、利用するメリットが多い。さらに、管理手数料を無料にすることで、コスト意識の高い若年層を取り込むことが狙いだろう。しかし、

iDeCoは決して若年層向けとは言えない。まず、60歳になるまで解約できない点が大きな理由だ。さらに、税制優遇措置について、所得控除されても税金が減るわけではなく、課税対象所得が減るだけなので、相対的に所得が低い若年層には、あまり魅力的に映らないだろう。

むしろ、富裕層こそiDeCoをうまく活用するべきだと言える。加入するだけで節税効果が高く、利益が出れば投資効果もある。投資先が少ないのが玉にキズだが、今後、管理手数料無料以外の訴求ポイントが追加される可能性もある。投資効果が低いと考えていた富裕層にとっても、検討する価値があるのではないだろうか。

**所得拡大促進税制は中小中心に拡充
新設法人は上乗せ措置適用できず**

所得拡大促進税制は、一定の要件を全て満たした場合に給与総額の増加分の10%を法人税額から控除できる制度だが、2017年度の税制改正で、新たに「前事業年度比2%以上の賃上げ」という要件を設定し、この要件を満たした企業に税額控除の上乗せをする。平均給与等支給額が前事業年度比で2%以上増加した場合、大企業は通常の10%に2%を上乗せした12%の税額控除が受けられ、2%未満の場合は同税額控除自体が適用できなくなる。

一方で、中小企業者の場合は、これまでどおり平均給与等支給額が前事業年度より上回っていれば10%の税額控除を適用することができ、さらに、前事業年度比で2%以上増加した場合には、

12%を上乗せした22%の税額控除を受けることができる。

所得拡大促進税制の要件の一つに「一人当たりの平均給与等支給額が前事業年度を上回る」との要件があるが、大企業の場合は、この平均給与等支給額が「前年度比2%以上増加」に変更されたわけだ。

また、これまでは新設法人であっても一定の調整措置を満たせば同税額控除を適用することができたが、改正後は、大企業では平均給与等支給額が前事業年度比で2%以上増加していなければならないため、調整措置を適用しても当期からの税額控除はできなくなる。

新設法人である中小事業者の場合は、上乗せ措置の適用要件は満たさないものの、一定の調整措置により10%の税額控除のみ適用できることになる。